

あとがき

本書は、これまで筆者が執筆してきた論文、裁判所に提出した意見書をもとに、生存権保障の観点から、年金保険、医療保険、介護保険、障害者福祉、児童福祉・保育、生活保護にわたる社会保障の法政策を分析し、課題を検討したものである。それぞれの章のもとになった論文の初出原稿は以下のとおりであるが、個々の論文には大幅な修正を加え、ほとんど書き下ろしに近いものとなっている。

- 序章 問題の所在——社会保障改革と生存権侵害
(「社会保障制度改革の動向と生存権論の課題」法学論集53巻1号, 2018年11月)
- 第1部 保険方式をとる社会保障分野の法政策
- 第1章 年金保険の法政策
(「年金引き下げと年金受給権——制度後退禁止原則と生存権侵害の観点から」賃金と社会保障1719号, 2018年12月)
- 第2章 医療保険の法政策
(「医療保障——医療制度改革の動向と課題」賃金と社会保障1711=1712号, 2018年8月)
- 第3章 介護保険の法政策
(「介護保険の構造的問題と社会保険方式の破綻」賃金と社会保障1709号, 2018年7月)
- 第2部 「保険化」する社会保障分野の法政策
- 第4章 障害者福祉の法政策
(書き下ろし)
- 第5章 児童福祉・保育の法政策
(「児童福祉——子ども・子育て支援新制度と保育制度改革の課題」賃金と社会保障1737号, 2019年9月)
- 第3部 保険方式をとりえない社会保障分野の法政策
- 第6章 生活保護の法政策
(書き下ろし)

終章 社会保障の法政策的課題——給付引き下げ・負担増の中の生存権保障の課題

〔給付引き下げ・負担増の中の社会保障の法政策と生存権保障の課題〕賃金と社会保障1732号，2019年6月）

本書でも言及したが，2019年6月に，老後30年間に夫婦で約2000万円の蓄えが必要などとした金融庁の審議会報告書をめぐり，国民の間に不安が広がっている。社会保障給付の引き下げや費用負担の増大により，現在の日本では，相当の蓄えがある人でも，医療・介護が必要になれば，医療費など膨大な出費が必要となり，たちまち生活苦に陥る（医療・介護が必要になれば，老後2000万円では足りず，それ以上の蓄えが必要との推計もある）。貧困を防止し，生存権を保障し安心感をもたらすはずの社会保障が，逆に貧困を助長し（生存権を侵害し），生活不安を増幅するという逆説的な現象が生じている。

一方で，政策転換を求める社会保障裁判が史上最大規模で提起されている。そして，筆者自身が，本書でもふれた年金引き下げ違憲訴訟や生活保護基準引き下げ違憲訴訟にかかわり，前者の訴訟では，原告側の共通意見書を執筆し裁判所に提出した（本書第1章は，この意見書に加筆修正を加えた前述の論文をベースにしている）。同訴訟は，全国44都道府県39の地方裁判所で係争中だが，原告は5279人にのぼり（2019年4月現在），原告側の弁護士も500人を超え，法科大学院出身の若手弁護士の参加が目立つ（筆者が鹿児島大学法科大学院で教鞭をとっていたときの教え子も鹿児島での裁判の弁護団に加わっている）。

こうした状況の中，生存権論の立場から，裁判遂行や政策転換の規範的指針となるような理論書が必要ではないか，と考えたことが本書執筆の直接的な動機である。同時に，社会保障の研究者が，社会保障改革による生存権侵害という状況に対して十分な批判と対案を示していないのではないか，社会保障法学をはじめ学界において停滞している生存権論・社会保障の権利論に一石を投げたいという問題意識もあった。

本書が，これらの目的をどこまで達することができたかは，読者の叱責を待つしかないが，本書が多くの人に読まれ，社会保障の充実により，誰もが安心して暮らせる社会を実現するための一助になればと願っている。そして，私自

身，そうした社会を実現するために，今後も研究を続けていきたいと考えている。

最後に，本書の成立にあたっては，さまざまな形で多くの方々の助言や援助をいただいた。個々にお名前を挙げることはできないが，年金裁判学習会の場や個別の取材に対して，貴重な時間をさいて，お話を聞かせてくださった全日本年金者組合や弁護士の方々，現場で奮闘されている保育士や介護士の方々に，この場をかりて改めて感謝申し上げたい。そして，法律文化社編集部の舟木和久さんには，前著『介護保険法と権利保障』からのお付き合いで，今回も私が持ち込んだ出版企画を出版事情の困難な中で引き受けていただいたうえに，執筆の段階から，内容をアップデートにするための補足修正を行った校正の段階に至るまで大変お世話になった。厚くお礼を申し上げたい。

2019年9月

伊藤 周平